(別 紙)

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書 (案)

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしている。 しかし、家族の在り方も多様化し、女性活躍を推進する現代において、社 会の考え方や価値観も変化してきている。

平成 30 年 2 月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓又は別姓を選択できる「選択的夫婦別姓(氏)制度」の導入に賛成・容認すると答えた国民が、反対すると答えた国民を大きく上回った。また、最高裁判所は平成 27 年 12 月 16 日の判決において、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事柄にほかならない」とし、令和 3 年 6 月 23 日の判決においても同様の判断を示している。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の趣旨も踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなくてはならない。よって、国においては、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年12月 日 高 松 市 議 会

 衆
 議
 院
 議
 長

 参
 議
 院
 議
 長

 内
 閣
 総
 理
 大
 臣

 法
 務
 大
 臣